



教えて マイナちゃん!

シリーズ「マイナンバー制度」 ⑩「住民基本台帳カードの交付が終了します」

住基カードの交付が12月28日(月)で終了します

12月28日(月)で住基カードの交付が終了します。平成28年1月からはマイナンバー(個人番号)カードの交付が始まります。

※12月28日までに交付された住基カードは有効期限まで使用していただけます。

住基カードへの電子証明書の発行が 12月22日(火)で終了します

住基カードへの電子証明書の発行および更新手続きができるのは平成27年12月22日(火)までですので、希望される方はお早めに手続きしてください。

住基カードを図書カードとして 利用している方は

住基カードを図書カードとして利用している方は、住基カードの有効期限またはカードを返却していただくまでは、図書カードとして利用していただけます。



※住基カードを返却する場合は、従来の図書利用カードの交付を受けてお使いいただくこととなります。

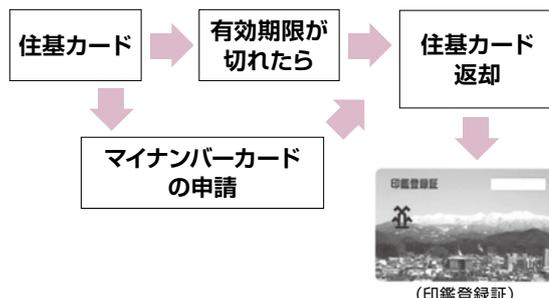
※すでに図書利用カードの交付を受けている方は、手続きは不要です。

※詳しくは市図書館「煥章館」(☎32-3096)へお問い合わせください。

住基カードを印鑑登録証として 利用している方は

住基カードを印鑑登録証として利用している方は、住基カードの有効期限またはマイナンバーカードを取得して住基カードを返却していただくまでは、印鑑登録証として利用していただけます。

住基カードを印鑑登録証として利用されている方は、次のようになります。



※住基カードの有効期限が切れた場合は、お早めに印鑑登録証の交付手続きに市民課へお越しください。

問合せ先 市民課 ☎57-9294
広報ID 1005990

思いやり あなたと 地域と 社会から 犯罪被害者週間

11月25日(水)～12月1日(火)



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギョウとちゃん」

「犯罪被害者週間」は、犯罪被害にあわれた方やその家族が置かれている状況や、被害者の名誉または生活の平穏への配慮の重要性などについて、理解を深めることを目的としています。

犯罪被害にあうことの深刻さや、心の傷の回復の難しさについて、考えてみましょう。犯罪被害にあわれた方が、再び地域において平穏に過ごせるようになるためには、地域の全ての人々の理解と配慮、そしてそれに基づく支援が大切です。

ご存じですか? ぎふ犯罪被害者支援センター

公益社団法人・ぎふ犯罪被害者支援センターは、犯罪被害や交通事故被害にあわれた方やその家族、遺族に対し、精神的なケアや法律的なアドバイスなどを行う民間の団体です。専門的な研修を受けた相談員による電話・面接相談や、必要に応じて付添支援などを行っています。

※相談日: 毎週月～金曜日 10:00～16:00(祝日・年末年始を除く)

☎ 0120-968-783 または 058-268-8700

Mail: info@gifu-vsc.org

問合せ先 市民活動推進課
☎35-3412

犯罪被害 相談会

ぎふ犯罪被害者支援センターによる相談所が開設されます。

期日 11月25日(水) 時間 午前11時～午後3時

場所 市役所(花岡町2)

当日受付 市民活動推進課(本庁3階)

※事前申し込み不要です

問合せ先 ぎふ犯罪被害者支援
センター
☎058-275-3933

男女共同参画講演会

地域の防災力

=災害時の多様性配慮を学ぶ=

性別や年齢などさまざまな立場による防災の知識を学び、男女共同参画推進の意義や課題について考える講演会を開催します。事前申込不要です。直接ご来場ください。

日時 12月5日(土) 午後1時30分～3時

場所 JAひだ農業管理センター(冬頭町)

講師 池田 恵子 さん(静岡大学教育学部教授、同防災総合センター兼任教員)

※託児希望者は11月27日(金)までにTEL

問合せ先 市民活動推進課
☎35-3412

11月は岐阜県男女共同参画 推進強調月間

男女共同参画パネル展

～ひとりで悩まないで
ドメスティック・バイオレンス～

期間 11月16日(月)～25日(水)

場所 市役所1階ロビー(花岡町2)